

**インドネシア・スマトラ島沖を震源とする地震に関する  
海外旅行傷害保険等の取扱いについて**

12月26日午前8時（現地時間、日本時間同10時）頃、インドネシア・スマトラ島沖で発生しました地震により被害を受けられました皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この地震に関する海外旅行傷害保険等の取扱いにつきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

### 1. 保険金のお支払いについて

補償項目	保険金のお支払いの有無
傷害死亡・後遺障害 治療・救援者費用 傷害治療費用 救援者費用 携行品損害 入院一時金	保険金お支払いの対象となります。
旅行変更費用	タイ、スリランカ、インドネシア、マレーシア、モルディブ等、今回の地震または津波の影響が及ぶ国・地域を訪れている、またはこれから訪れる、もしくは経由する予定の場合には、出国を中止または中途帰国した場合の費用（取消料・違約料、中途帰国費用）が保険金お支払いの対象となります。
航空機遅延費用 航空機寄託手荷物遅延等費用	地震または津波を直接の原因とした事故について、保険金お支払いの対象となりません。

（注）「傷害保険」、「所得補償保険」等では、地震または津波によるケガや死亡された場合は、**保険金お支払いの対象となりません**のでご注意ください（ただし、天災危険担保特約が付帯されている場合を除きます）。詳細は、それぞれの商品の約款・パンフレット等をご参照ください。

### 2. 保険責任期間の延長の取扱いについて

以下の理由により、旅行の最終目的地への到着が遅延した場合は、72時間を限度として保険責任期間が延長されます。この場合、保険期間の延長手続きは不要です。

- (1) 航空機、船舶、車両等の交通機関のうち、運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
- (2) 被保険者（保険の対象となる方）が医師の治療を受けたこと
- (3) 被保険者の同行家族、または同行予約者の入院

上記以外の場合および詳細につきましては、「海外旅行傷害保険のご案内（海外安心サービスパスポート）」をご参照ください。

### 3. 海外旅行出発前の保険契約の取扱いについて

このたびの地震および津波に伴うツアーの中止や航空機の運休等により、海外旅行を中止し、保険契約の解約を希望される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

なお、弊社では下記におきましてお客さまからのお問い合わせ、事故のご連絡・ご相談を承っておりますのでご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 事故受付相談窓口

	電話番号
カスタマーセンター（24時間受付）	0120-25-4956（無料）

2. ご契約内容相談窓口

	電話番号
カスタマーセンター 受付時間 平日 9:00～17:00 土・日・祝日を除きます。 年末年始（12/31～1/3）はお休みさせていただきます。	0120-95-0055（無料）

以上